平成25年度第３回横浜市入札等監視委員会の議事概要

【日　　時】平成25年10月29日（火）　午後２時から５時まで
【場　　所】関内中央ビル５階特別会議室

【出席委員】村上政博委員長、塩原保委員、清水規廣委員、三邊夏雄委員

【議　　題】

１　審議事項

(1)　一般競争入札（条件付）に係る抽出案件　　８件

(2)　随意契約に係る抽出案件　　２件

２　報告事項

(1)　一般競争参加停止及び指名停止等措置の状況について

(2)　談合情報対応状況について

(3)　入札及び契約手続の運用状況について

【議事内容】

議題１－(1)　一般競争入札（条件付）に係る抽出案件８件についての審議

本市より、一般競争入札に係る抽出案件８件のうち次の２件について説明。
１「相模原沈でん池耐震補強工事（その２）（土木）」
２「仏向配水池耐震補強工事（土木）」

委員：これらの案件は、次の理由で抽出した。
１「相模原沈でん池耐震補強工事（その２）（土木）」
２「仏向配水池耐震補強工事（土木）」
この２件は、総合評価一般競争入札で同じような工事だが、１の工事は入札参加者が３者であったことに対し、２の工事は入札参加者が１ＪＶのみであったため。

委員：「技術点はどれだけ低くても落札できるものなのか。」

本市：「技術点は加算点であり、加算がなくても失格とはならないため、技術点が低くても落札者となることはあります。」

委員：「仏向配水池耐震補強工事は入札参加可能者数が 17ＪＶいたにもかかわらず、１ＪＶしか応札していないというのはなぜか。」

本市：「推測となりますが、他の工事等の発注と重なり配置技術者の確保が困難である状況等が考えられます。また、配水池の内部で施工する工事ということで現場が狭い等困難な状況にあることや、コンクリート打設等が多く、事業者にとっては採算が合いにくい内容と判断されたことも考えられます。」

委員：説明を了承。

引き続き、本市より、一般競争入札に係る抽出案件８件のうち次の２件について説明。
１「平成25年度レール交換及びその他工事（土木）」
２「磯子土木管内下水道修繕・整備工事（その２）（土木）」

委員：この案件は、次の理由で抽出した。
１「平成25年度レール交換及びその他工事（土木）」
軌道工事で入札参加者が１者のみであったため。
２「磯子土木管内下水道修繕・整備工事（その２）（土木）」
全者最低制限価格未満で不調となった入札案件の再発注工事で、今回は参加者が多かったが、最低制限価格未満となった者が１者のみであったため。

委員：「平成 25 年度レール交換及びその他工事は、当初の施工事業者以外の事業者が施工

不可能な工事であるため１者しか入札参加者がいなかったのではないか。」

本市：「今回は京急建設株式会社のみの入札参加となっていますが、平成24年度は他の複数の事業者も入札に参加しています。また、現時点においては当初の施工事業者を把握しておりませんが、平成22年度と平成23年度では別の事業者が落札しており、複数の事業者が施工可能な工事であると考えております。」

委員：「磯子土木管内下水道修繕・整備工事（その２）は１回目の発注の際に不調であったため再発注した工事ということだが、入札条件として１回目と変更した点は何か。」

本市：「積算をし直したことにより、予定価格と最低制限価格が変更となりました。また、当初は行政区の指定と建設機械所有等インセンティブの設定をしていましたが、再発注にあたり、入札参加可能事業者を増やすため、行政区の指定とインセンティブの設定をはずしました。」

委員：説明を了承。

引き続き、本市より、一般競争入札に係る抽出案件８件のうち残りの２件について説明。
１「大黒大橋改良工事（舗装打替工事その１）（ほ装）」
２「中央卸売市場食肉市場汚水処理施設再整備工事（汚水処理設備工事）（その１）（機械器具設置）」

委員：この案件は、次の理由で抽出した。
１「大黒大橋改良工事（舗装打替工事その１）（ほ装）」
ほ装工事において施工実績を求め、所在地区分を準市内まで広げている工事であるため。
２「中央卸売市場食肉市場汚水処理施設再整備工事（汚水処理設備工事）（その１）（機械器具設置）」
機械器具設置工事において施工実績を求め、所在地区分を市外まで広げている工事であるため。

委員：説明を了承。

引き続き、本市より、一般競争入札に係る抽出案件８件のうち残りの２件について説明。
１「市民ギャラリー移転改修工事（昇降機設備工事）（機械器具設置）」
２「工業用水道　守屋町３丁目口径３００mmから１１００mm配水管更新工事（鋼構造）」

委員：この案件は、次の理由で抽出した。
１「市民ギャラリー移転改修工事（昇降機設備工事）（機械器具設置）」
所在地区分を準市内まで広げているエレベーター工事において、入札参加者が１者であった工事であるため。

２「工業用水道　守屋町３丁目口径３００mmから１１００mm配水管更新工事（鋼構造）」
特殊な工法による工事で施工実績を求めている工事であるため。

委員：「市民ギャラリー移転改修工事は昇降機の設備工事ということだが、通常は設置会社と随意契約するのではないか。」

本市：「補修工事は、部品等の性質や形状等がメーカーごとに異なるため、設置会社と随意契約しますが、今回は昇降機の中にある、かご等の改修工事となりますので、どこの事業者でも施工可能です。」

委員：説明を了承。

議題１－(2)　随意契約に係る２件抽出案件

本市より、随意契約に係る次の２件について説明。
１「市道戸塚第４２０号線戸塚町地内道路改良工事（その５）（土木）」
２「北部処理区矢向地区下水道整備工事に伴う追加工事（土木）」

委員：これらの案件は、次の理由で抽出した。
１「市道戸塚第４２０号線戸塚町地内道路改良工事（その５）（土木）」
全体工期が複数年度にまたがる大規模工事の第４期目工事であり、契約金額が大きい工事であるため。
２「北部処理区矢向地区下水道整備工事に伴う追加工事（土木）」
他企業の地下埋設物が想定外の位置に敷設にされていたことにより、大幅な工法変更の必要性が生じ、当初予定していなかった内容を新たに追加する工事であるため。

委員：説明を了承。

議題２－(1) 一般競争参加停止及び指名停止等措置の状況について

本市より、平成25年６月から平成25年８月までの措置分に係る「一般競争参加停止及び指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題２－(2)　談合情報対応状況について

本市より、平成25年６月から平成25年８月までの措置分に係る「談合情報対応状況」は無い旨報告。

委員：報告を了解。

議題２－(3)　入札及び契約手続の運用状況について

本市より、平成25年度７月から９月までの入札及び契約手続の運用状況について報告。

委員：報告を了解

【まとめ】
抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。